

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	平成 30 年度第 1 回松阪市行財政改革推進委員会	
2. 開 催 日 時	平成 30 年 8 月 29 日（水）午後 1 時 30 分～午後 3 時 49 分	
3. 開 催 場 所	松阪市教育委員会事務局 2 階 教育委員会室	
4. 出席者氏名	委 員	落合 隆（委員長） 小山 利郎 竹川 博子 中畑 裕之 松浦 信男 村田 善清
	事務局	加藤 正宏 企画振興部長 中林 穰太 市政改革課長※推進チーム兼任 西口 裕登 市政改革課改革係長 大喜多 秀一 市政改革課改革係員 田中 広毅 市政改革課改革係員
	推進チーム	刀根 和宜 経営企画課長 田中 靖 情報企画課長 （中林 穰太 市政改革課長） 高木 達彦 地域づくり連携課長 山口 博司 総務課長 内山 次生 総務部総務部人事・行政・財務担当参事 尼子 宗成 職員課長補佐
5. 公開及び非公開	公 開	
6. 傍 聴 者 数	1 名	
7. 担 当	松阪市企画振興部市政改革課 TFL 0598-53-4363 FAX 0598-25-0825 e-mail shisei.div@city.matsusaka.mie.jp	

協議事項・議事録 別紙

平成 30 年度 第 1 回松阪市行財政改革推進委員会 議事録

と き：平成 30 年 8 月 29 日（水）午後 1 時 30 分～午後 3 時 49 分

と ころ：松阪市教育委員会事務局 2 階 教育委員会室

出席者：落合隆（委員長）、小山利郎、竹川博子、中畑裕之、松浦信男、村田善清

事務局：加藤正宏 企画振興部長、中林穰太 市政改革課長、西口裕登 市政改革課改革係長、
大喜多秀一 市政改革課改革係員、田中広毅 市政改革課改革係員

推進チーム：刀根和宜 経営企画課長、田中靖 情報企画課長、（中林穰太 市政改革課長）、村林
由美子 地域づくり連携課長、山口博司 総務課長、内山次生 総務部人事・行政・
財務担当参事、尼子宗成 職員課長補佐

傍聴者：1 名

事 項：1. 平成 30 年度 松阪市行財政改革推進委員会について
2. 平成 30 年度の行財政改革の取組について
3. その他

（午後 1 時 30 分開始）

司会）

ただ今より、平成 30 年度第 1 回松阪市行財政改革推進委員会を開催させていただきます。

（欠席者の報告）

・慶徳副委員長

（資料の確認）

- ・「事項書」
- ・【資料 1】平成 30 年度 松阪市行財政改革推進委員会について
- ・【資料 2】平成 29 年度松阪市行財政改革の取組について（報告）
- ・【資料 3】平成 30 年度の行財政改革取組について（補足資料）
- ・『平成 30 年度 部局長の「実行宣言」』

企画振興部長）

先般の 2 つの大きな台風等では、幸い床上浸水等の大きな被害には至らなかったが、倒木が多く、市の初動体制に関して反省するところもあった。来週も台風が接近する見込みであるので、しっかりと対応してまいりたい。

本日は、今年度 1 回目の委員会であるが、今年度の各取組についてご紹介させていただく。

既に進んでいる事業、これから進めていく事業あるが、委員みなさまより意見等をいただくことで、今年度中の軌道修正及び次年度以降に向けた改善の検討につなげていきたい。

司会)

本委員会は、松阪市が定める「審議会等会議の公開に関する指針及び運用方針 3 会議の公開の基準」に基づき、公開とさせていただきます。

1. 平成 30 年度 松阪市行財政改革推進委員会について

委員長)

「事項 1. 平成 30 年度 松阪市行財政改革推進委員会について」に入る。
今年度の本委員会のスケジュール等について、事務局より説明いただく。

事務局)

(【資料 1】に基づき説明)

- ・今年度の委員会開催予定
→第 2 回：11 月中旬、第 3 回 2 月初旬、全 3 回予定
- ・次回委員会の開催候補日について
→候補日を複数提示するも、全員が出席できる日程が無く、後日再調整とする。

2. 平成 30 年度の行財政改革の取組について

委員長)

続いて、事項 2「平成 29 年度松阪市行財政改革の取組について（報告）」に関して、事務局より説明いただく。

事務局)

事項 2 では、年度開始から 5 か月ほど経過するなかで、「既に実施している」あるいは「今後実施予定」の取組について報告させていただきます。

報告は、【資料 2】「平成 29 年度松阪市行財政改革の取組について（報告）」を活用し行う。

平成 29 年度の取組については、本委員会には、昨年度第 3 回の委員会（H30.2.6 開催）において、平成 30 年 1 月末時点として報告しているが、本資料は、委員会でいただいたご意見等を反映し、年度末報告として、3 月 16 日に開催された市議会総務企画委員会協議会に提出したものである。

本日は、【資料 2】の内容を踏まえ、平成 30 年度の各行財政改革取組について、『松阪市行財政改革推進方針』の全 41 項目の「具体的取組」に沿って報告する。

報告は、「具体的取組」ごとに担当課長が個別に行うが、本日出席していない課の取組については、市政改革課長より代理で報告させていただきます。

また、報告に際し、【資料 3】により適宜補足させていただきます場合がある。

委員長)

報告は、『松阪市行財政改革推進方針』の 41 項目の「具体的取組」に沿って行うとのことだが、適宜、質疑応答を設けたい。

『松阪市行財政改革推進方針』は 3 つの「基本方針」で構成されているので、この「基本方針」単位で報告を区切ることを提案するが、事務局はそれでよろしいか。

(事務局承認)

それでは、「基本方針 I . 持続可能な市政運営の推進」からご報告いただく。

基本方針 I . 持続可能な市政運営の推進

①事務・事業の見直し

1. 実施計画策定および予算編成時におけるヒアリングの実施（経営企画課長）

【主な内容】

- ・ 総合計画の期間（平成 28 年度～2019（H31）年度）に実施する施策の具体的な事業内容や実施時期を示す実施計画の策定にあたり、7～8 月にかけて部長ヒアリングを実施し、現在、2 役ヒアリングを実施している。
- ・ ヒアリングにより、新規事業を含めた具体的な事業内容の検証を行い、必要な見直し（手法・スケジュール）を行うことで、効率的・効果的な予算編成につなげていく。

2. 『部局長の「政策宣言」』の活用による改善の促進（市政改革課長）

【主な内容】

- ・ 昨年 6 月に公表した『平成 29 年度 部局長の「実行宣言」』において設定した、市の全事務・事業の目標（指標）に対する実績評価を実施し、評価結果と、平成 30 年度の各部署の目標等をまとめた『平成 30 年度 部局長の「実行宣言」』を 7 月に公表した。
- ・ 平成 29 年度実績の評価結果を踏まえ、先に報告した「実施計画」や「当初予算」に関するヒアリングの際に、部局や事務・事業の目標設定及び部局マネジメントのあり方を見直しに取り組み、次年度の予算や事務・事業の内容に反映させていく。

3. 『総合計画』を中心とした新しい行政評価システムの構築（経営企画課長）

【主な内容】

- ・ 平成 29 年度に試行導入した「施策評価システム」による数値による施策、事務・事業評価を進めるために、各事務・事業の評価指標や目標の見直しを図る。
- ・ 平成 29 年度の評価から、施策に対する事務・事業の寄与度等を分析し、「改善の検討」や「選択と集中」につなげていく。
- ・ 平成 30 年度は、8 月末から 9 月初旬にかけて、市民 3,000 人を対象に市民意識調査を

実施している。調査結果は、総合計画に対する外部評価として、施策の達成度や重要度に関する行政と市民意識の乖離の確認等に活用していく。

4. 「統一的な基準による地方公会計」の活用による事務・事業の見直し（財務課長）

【主な内容】

- ・平成 28 年度の決算に係る財務 4 表（公営企業会計、一部事務組合を除く）及び固定資産台帳を平成 29 年 3 月末に公表した。財務諸表の作成に係る事務の効率化を図る手法の検討を進めていく。
- ・今年度 8 月 8 日に管理職職員を対象とした地方公会計研修を実施した。

②公共施設マネジメント

1. 中長期的視点によるマネジメントの推進（市政改革課長）

【主な内容】

- ・『公共施設等総合管理計画』、『個別施設計画』に基づく進捗管理と取組成果の検証を、「実施計画」ヒアリング及び施設マネジメント推進委員会にて実施し、適宜、計画の見直しを行うとともに、適切なフォローアップに努める。
- ・施設管理における経費の縮減、事務の効率化及び公民連携手法の検討を進める。

2. 優先順位（プライオリティ）を重視したマネジメントの取組（市政改革課長）

【主な内容】

- ・「実施計画」ヒアリング及び施設マネジメント推進委員会にて進捗を確認するとともに、施設所管課との個別協議を随時行う中で、優先順位等を検討していく。

3. 情報の共有化（市政改革課長）

【主な内容】

- ・平成 28 年度の「施設カルテ」を平成 30 年 3 月に公表した。平成 29 年度の「施設カルテ」は、平成 31 年 3 月の公表を予定している。
- ・平成 30 年 11 月下旬に係長級までの職員を対象とした「公共施設マネジメント」に関する研修会の開催を予定している。

4. 有効活用と予防保全（市政改革課長）

【主な内容】

- ・建設から一定の期間を経過した施設について、適宜、劣化の状況等について点検・診断を実施し、必要に応じて予防保全措置を講じるとともに、長期的に存続させる施設については、長寿命化を図っていく。

5. 公民連携手法の推進（市政改革課長）

【主な内容】

- ・ PFI 等の公民連携手法について、国の動向や他自治体の取組等の調査・研究を進める。
- ・ 昨年度に引き続き、「みえ公民連携共創プラットフォーム」に参加し、情報収集に努める。

6. 財産処分と活用方針の確立（市政改革課長）

【主な内容】

- ・ 公共施設としての機能を廃止した土地建物については、売却処分や多用途への転換を図る。
- ・ 未利用財産については、将来的な活用見込みの有無を判断した上で、最も効率的で効果的な処分方法について、民間等の活用や移譲も含め、施設の関係所管課との協議等により検討する。

7. 財源の活用と確保対策（市政改革課長）

【主な内容】

- ・ 公共施設の更新、耐震診断、劣化診断に基づく耐震補強工事、長寿命化につながる大規模工事は多大な経費が必要になるが、合併特例事業債を優先的に活用することで、財政の健全化を図る。
- ・ 公共施設の集約化、複合化、転用事業及び除却・解体には、公共施設マネジメント基金を活用し、総量縮減を図っていく。

【平成 30 年度に公共施設マネジメント基金を活用する主な事業】

プラザ鈴解体事業、新福祉会館施設整備事業、市営住宅解体工事（飯高町森） 等

8. マネジメントの推進体制（市政改革課長）

【主な内容】

- ・ 施設の所管課長等で構成する施設マネジメント推進委員会を組織し、課題整理や検討方針等について、全庁的な視点から協議等を行う。
- ・ 「固定資産台帳」、「施設カルテ」の活用による一元的な施設情報管理を行う。

③自主財源の確保と徴収強化

1. 企業誘致・連携、「ふるさと応援寄附金」等の促進（市政改革課長）

【主な内容】

- ・ 昨年度の企業立地件数（増設を含む）は 3 件。今年度は、市内へのさらなる企業誘致に向け、年間 400 社・団体以上の企業訪問を行い、企業動向情報の収集に努めるとともに、県をはじめ関係機関と連携して誘致活動を展開する。

また、企業誘致・立地環境整備の基本方針等を示す「松阪市企業立地戦略」を策定する。

- ・昨年度は、3 億円の受入額目標に対し、約 2.7 億円の寄附をいただいた。
- ・今年度は目標を 6 億円に設定し、寄附者増に向け、ふるさと納税サイトへの登録を追加するとともに、寄附件数が多い首都圏を中心に P R を進める。

2. 再生可能エネルギーの活用による新電力事業の実施（市政改革課長）

【主な内容】

- ・公共施設の電気契約切り替えを順次行い、8 月 6 日には 232 施設、522 契約の切替えを完了した。今年度は、約 1000 万円の電気料金削減を見込んでいる。
- ・松阪新電力株式会社において発生する事業収益は、昨年度制定した「松阪市地域好循環創造基金」に積立て、林業関係事業の支援や、地域活性化事業へ支援等、地域の活性化に資する施策への活用を検討している。

3. 有料広告事業・ネーミングライツ事業の拡大（市政改革課長）

【主な内容】

- ・毎年開催している「松阪市美術展覧会」の目録への民間企業等の広告掲載を今年度開催分より導入した。
- ・松阪市民文化会館（愛称：クラギ文化ホール）及び松阪コミュニティ文化センター（農業屋コミュニティ文化センター）のネーミングライツ契約を更新した。
- ・松阪公園グラウンドのネーミングライツ契約満了に伴い、5 月に新たなネーミングライツ・パートナーを募集、竹輝銅庵等を運営する「情報システム・J・T 株式会社」との契約締結し、愛称を「竹輝銅庵 CHIKKIDOUAN モーモースタジアム」とした。

4. 公有財産の売却、貸付等の促進（財務課長）

【主な内容】

- ・未利用地の売却は、7 月 4 日に 5 物件の一般競争入札を実施し、1 件の売却となった。
- ・市庁舎等への自動販売機の設置については、今年度は 16 施設 30 台を対象に一般競争入札を実施し、6,728,758 円の使用料収入を確保している。

5. 市税および税外債権の徴収強化（市政改革課長）

【主な内容】

- ・スマートフォンアプリを利用し、市税等が納付できる環境を整備し、4 月から運用を開始した。
- ・税外債権の移管対象を昨年度までの 4 債権から 8 債権に拡大し、滞納処分などの徴収強化を図るとともに、今年度より「債権管理係」を新設し、市が独自に滞納処分することができない債権について、債権回収のための法的手続きの業務支援などに取り組む。

④受益者負担の検証

1. 施設使用料の見直しに向けた検証等の実施（市政改革課長）
2. 施設使用料にかかる減額・免除制度の取り扱いの整理（市政改革課長）

【主な内容】

- ・現在実施中の市民意識調査の中で、「市施設における使用料等の見直しについて」という内容で、設問を配置している。調査結果に基づき、今後の方針を定めていく。
- ・パブリックコメント、団地説明会を開催し、住民等から意見をいただきながら、「市営住宅の家賃算定に係る利便性係数の見直し（案）」の成案をめざすとともに、入居者用チラシの配布等関係者に周知を行うなど、平成 31 年度からの料金改定に向けて準備を進める。

3. 証明書等発行手数料の見直し（市政改革課長）

【主な内容】

- ・証明書等発行手数料の見直しにあたっては、まずは、600 km²を超える広範な市域を持ち、少子高齢化が進行しつつある現在の松阪市にとって、「どこに」、「どのような」行政窓口が必要かという視点から、窓口の「あり方」や「最適配置」について検討を進める。

委員長)

ただいま、「基本方針 I .持続可能な市政運営の推進」に関する報告を受けたが、委員より質問等ないか。

委員)

はじめに本日の資料について確認したい。【資料 2】はいつ作成されたものか？

事務局)

「平成 29 年度 of 取組報告」として平成 30 年 3 月に作成したものである。

委員)

「平成 29 年度 of 取組報告」については、当委員会で行ったのではないかと？

この事項は「平成 30 年度 of 取組予定」について報告を受けるものであるならば、今年度の取組を深く掘り下げられるような資料を準備するべきである。

各課長からの口頭での説明では、質問することが難しい。

事務局)

委員ご指摘のとおり、口頭説明だけでは、各取組の内容を掘り下げるのは困難なところもある。

今後、委員会資料を準備する際には、気を付けたい。

委員)

【資料 2】P.6 に記載のある市民意識調査に関して、昨年度実施分の回収率が 44.3%と低い。今年度調査をするにあたって、回収率を高めるためにどのような工夫を行っているか。

経営企画課長)

直近 3 回の市民意識調査はいずれも回収率が 40%台で推移しており、回収率の向上が課題であると感じている。昨年度実施分については質問数が 181 問と多かったため、回答いただく際に、かなりの時間と手間が必要であったことが、回収率が伸び悩んだ原因ではないかと考えている。

今年度は質問数を、全 91 問と昨年度の半分としており、昨年度と比べ回答しやすい内容としている。

委員)

平成 24 年度に実施した際は全 80 問であったのに、回答率は大して変わっていないということは、回収率が向上しない原因は、質問数以外のところにあるのではないか。

また、調査票の送付対象者は無作為に選ぶのか。

企画振興部長)

市民意識調査は、年代構成、男女比率、居住地域等のバランスを加味した上で、3,000 人を無作為抽出して調査票を送付している。

また、市民意識調査では、回答期限が近づくと調査票送付者に対し「リマインドはがき」を送付している。

これらの工夫を試みているものの、回収率は 40%中盤で推移しており、これまでの傾向からも、回収率を飛躍的に向上させることは簡単ではないと思われる。しかしながら、情報発信の工夫等は今後も検討していく必要があると考えている。

なお、本市の人口規模からすれば、統計学上は、有効回答数が 1,000 を超えていれば、全数調査（全人口から回答を得る調査）との標本誤差（調査結果のズレ）は数%に収まるとされる。

委員)

高齢者にとっては、90 問でも回答するのが精神的にも体力的にも大変である。

また、調査票の送付対象者は無作為抽出とのことだが、その中には、寝たきり等でそもそも回答できる状況にない方もいるのではないか。

回答率を高めるために、企業や学校等へ協力を呼びかけるなどしてはどうか。

市民意識調査の調査票や「リマインドはがき」の送付には相当のコストがかかると思われるが、

これらの財源は税金である。市民目線からすると、行財政改革でコストの見直し等を進めている一方で、このような取組はいかがかと感じる。

経営企画課長)

調査票送付対象者の無作為抽出において、対象者の状況まで考慮に入れた抽出はできていない。

今後、情報発信・周知等さまざまな方法を検討し、回収率向上をめざしていく。

委員長)

では続いて、「基本方針Ⅱ.公民連携と開かれた市政運営の推進」の各取組についてご報告いただく。

基本方針Ⅱ.公民連携と開かれた市政運営の推進

①民間活力の導入

1. 体制の整備と「(仮)民間委託等に関するガイドライン」の策定 (市政改革課長)

【主な内容】

- ・昨年 11 月に開催した第 2 回委員会においてご覧いただいた「素案」を基に、構成等のブラッシュアップを行い、今年度中の策定をめざす。

2. 指定管理者制度をはじめとする「民間活力の導入」促進 (市政改革課長)

【主な内容】

- ・平成 31 年 4 月にオープン予定の「豪商のまち松阪」観光情報センター及び、文化財施設 3 施設 (旧長谷川邸、旧小津邸 (松阪商人の館)、原田二郎旧宅) について、指定管理者制度による一体的な管理運営を導入する方針を庁内の「民間委託等検討委員会」において決定し、市ホームページ等を通じて指定管理者の募集を開始した。
- ・市営住宅については、指定管理者制度導入に係る費用対効果を検証するとともに、委託する業務を整理した上で、平成 32 年度からの指定管理者制度導入をめざして、事業設計や庁内合意に向けた調整を進める。

3. 「松阪市ジョイントパートナー制度」(民間提案制度)の活用促進 (市政改革課長)

【主な内容】

- ・民間事業者等による公民連携につながるユニークな発想や提案を幅広く一元的に受け付ける窓口として、『公民連携窓口「共創デスク」』を平成 30 年 8 月 1 日に開設した。
- ・「ジョイントパートナー制度」と「共創デスク」双方の連携を強化し、民間事業者等が提案しやすい、また、提案の実用化にむけた庁内検討体制を構築していく。

②市民参画・協働の推進

1. 市民主体のまちづくり（経営企画課長）

【主な内容】

- ・市の子育て支援策の周知や地域の課題解決を目的として、6月4日から、市内の全36小学校において「市長・教育長と語る会」を順次開催している。
- ・若者の市政への参画意識の高揚や市政に対する政策提案等を目的に、高校1年生から35歳までを対象とする「まつさか若者クラブ（MYC）～2nd season～」を実施している。
- ・松阪駅西地区の未来について考える「駅西ワークショップ」を開催しており、10代から70代まで幅広い年齢層の方に参加いただいている。今後、ワークショップからの提案内容に基づき、「松阪市駅西地区複合施設基本構想」を作成していく。

2. 住民協議会のあり方の整理と支援の継続（地域づくり連携課長）

【主な内容】

- ・昨年度から設置している「住民自治のあり方検討会」を引き続き開催し、住民自治のあり方に関する方向性の整理に向けて協議を進めている。平成30年6月14日に開催した、第4回委員会では、今後の方向性について、市から、「地域組織の一本化」という提案を行った。今後は、住民協議会、自治会連合会両者間において、市の提案に向けた具体的な取組等について協議していただく。

3. 多様な組織との連携・協働（地域づくり連携課長）

【主な内容】

- ・地域づくり団体サポート事業の見直しを行い、今年度より、市民活動センター固有の業務として整理し、指定管理者による事業実施を行っている。市民活動センターを地域づくりの拠点と位置づけることで、地域づくりの担い手の発掘、育成を効率的、効果的に実施できるよう努めている。

③ICTを活用した情報化の推進

1. 社会保障・税番号制度の推進（情報企画課長）

【主な内容】

- ・平成30年2月より証明書コンビニ交付サービスを開始した（県内7番目）。サービス開始からの半年間（2～7月）で、1,357枚の証明書等を発行しているが、これは窓口、自動交付機等を含めた全体の発行数の約1.5%に相当する。
- ・マイナンバーカードの交付率は、平成29年度末時点で10.47%となっている（平成28年度末時点：6.68%）。さらなる普及に向け、地区市民センターや学校での出張申請受付を実施している。

2. オープンデータ・インデックス（仮称）の構築（情報企画課長）

【主な内容】

- ・平成 28 年 12 月に「官民データ活用推進基本法」が成立したことを受け、オープンデータに関する法整備等が平成 29 年度に本格化したことから、平成 29 年度は、当初計画を一時休止した。平成 30 年 3 月に策定した『情報化推進計画 2018』において、改めて、オープンデータに関するスケジュールを再設定し、今年度より取り組んでいく。

3. ペーパーレス化の推進（情報企画課長）

【主な内容】

- ・職員用パソコンの更改計画の一部を前倒しした。順次タブレット PC を導入、配付することで、ペーパーレス会議システムを利用できる環境を拡大していく。

4. 印刷機器の統合（情報企画課長）

【主な内容】

- ・隔年で複合機の一括調達を実施しているため、次回、2019（平成 31）年度の調達に向けて、導入場所等の検討を行う。

5. 庁内ネットワーク及び基幹系システムの更新（情報企画課長）

【主な内容】

- ・税や住民情報等に関するシステムの更新に向け、昨年度組織した選定委員会により、具体的な検討を行っている。

6. 「情報システム調達ガイドライン」の策定（情報企画課長）

【主な内容】

- ・「情報システム調達ガイドライン」に則り、情報システム調達の際には、予算編成の前や予算執行のそれぞれの前段階で事前協議を行っている。
- ・職員が誰でも閲覧できる「ネットフォルダ」に置き、活用促進に努めている。

7. 「情報システム部門における業務継続計画（ICT-BCP）」の策定（情報企画課長）

【主な内容】

- ・庁内における周知とともに、内容のブラッシュアップを検討する。

委員長)

ただいま、「基本方針Ⅱ. 公民連携と開かれた市政運営の推進」に関する報告を受けたが、委員より質問等ないか。

委員)

【資料 2】 P.24 からの「ICT を活用した情報化の推進」では、ハードの更新やペーパーレス化の推進といった取組を紹介いただいたが、日常の業務の効率化という点において取り組んでいることはあるか。

情報企画課長)

現在実施している効率化としては、庁内イントラ（グループウェア）の整備が挙げられる。情報発信や職員間の連絡をシームレスに実施することができている。

ハードの更新にも関係するが、職員に貸与しているノート PC を持ち運びが容易なタブレット型 PC に置き換えることを検討している。タブレット型 PC であれば、会議等において紙資料を準備せずとも、日常使用している PC で資料の閲覧ができる。

委員)

職員が直接作業している事務における手間の掘り起こしや、その事務の自動化等、業務プロセスの効率化を図る取組はどうか。

情報企画課長)

業務プロセスの効率化（自動化）については、今年度からセミナー等で情報収集をはじめた。

なお、本市において現状の課題と感じているのは、伝票処理事務である。決裁過程は電子化しているものの、業者とのやり取りは紙ベースであり、ICT を使って、伝票処理事務に係る業務量及び時間を縮減できないかと考えている。

委員)

ICT-BCP を昨年度に策定したとのことであるが、情報システム部門以外の分野の BCP 策定状況はどうか？

情報企画課長)

全庁的な BCP に関しては防災対策課が中心となり策定している。

委員)

【資料 3】 P.32 に、ふるさと応援寄附金における「住民協議会活動支援」の取り扱いが昨年度より変更となり、個別の住民協議会への寄附ができなくなった（住民協議会全体への寄附として取り扱われる）旨が示されているが、金銭・物品等を指定の住民協議会に寄附しようとする場合にもこの取り扱いが適用されるのか。

地域づくり連携課長)

【資料 3】 P.32 の内容は、「市内在住者」がふるさと応援寄附金を行う場合、「特定の住民協議会に指定することができなくなった」ことを示す資料であるが、この取り扱いは、ふるさと応援寄附金制度による寄附の場合に限られるため、直接物品等を寄附される場合等、同制度を介さずに行われる寄附に関しては適用されない。

委員)

しかし、直接住民協議会に寄附を行う場合は、税の寄附金控除を受けることはできないのではないか。

地域づくり連携課長)

そのとおりである。

委員)

以前のように市内在住者もふるさと応援寄附金を指定の住民協議会に寄附できるようになればありがたい。

委員)

【資料 2】 P.20 からの「民間活力の導入」では、新たな指定管理者制度導入検討施設として、現在整備中の「豪商のまち松阪観光情報センター」が挙げられていたが、松阪駅前にある観光情報センター（松阪市観光情報センター）との関係性はどのように整理されているのか。

目的や機能が異なるということか。

市政改革課長)

駅前の観光情報センターは、主に、松阪の玄関口としての観光案内を行い、市役所本庁舎付近に新たに整備する「豪商のまち松阪観光情報センター」は、主に松坂城跡周辺の観光案内を行う施設である。

双方の観光情報センターが相互に連携を取り合って、観光情報を提供していくこととなる。

委員)

どちらの観光情報センターも市の直営か。

市政改革課長)

駅前の観光情報センターは、一般社団法人 松阪市観光協会に管理運営委託している。現在整備中の「豪商のまち松阪観光情報センター」については、指定管理者制度を導入し、民間事業者等による管理運営を予定している。

委員)

駅前の観光情報センターでは観光案内が不十分ということか。

企画振興部長)

駅前の観光情報センターは、市全体の観光の入り口として運営いただいている。

一方で、「豪商のまち松阪観光情報センター」については、旧長谷川邸、旧小津邸（松阪商人の館）、原田二郎旧宅という各文化財施設と併せて管理運営することで、松坂城跡エリアの一体的な文化・観光振興を目的としている。

このように、観光情報の発信という共通の目的を持ちながらも、それぞれの施設の役割が異なっている。

委員)

駅前の観光情報センターは、広く市内観光の案内を行い、「豪商のまち松阪観光情報センター」は、観光案内に加え、歴史・文化の発信の役割も担うということだと理解している。

委員)

【資料 2】 P.22 の「2. 住民協議会のあり方の整理と支援の継続」には、「平成 30 年度に向けた課題・改善点等」として、「住民自治のあり方に対し、市の方向性を明確にする」とあるが、どのような方向性を考えているのか。

地域づくり連携課長)

平成 30 年 6 月 14 日に開催した、「第 4 回松阪市の住民自治のあり方検討会」において、市から、「地域組織を一本化する」という方向性を提示させていただき、住民協議会と自治会連合会の 2 者間で協議いただくよう依頼している。

委員)

方向性としてはなかなか定まらないのが現状である。

地域組織を一本化するということには合意しているが、予算面や、仕事面等、実際にどのような調整・整理していくべきかについては、これからの協議である。なお、明日（8/30）に初会合がある。

早期に方向性を見出したいとは考えているが、これらの課題を整理するには 3 年程度要するのではないかと感じている。

特に、43 ある住民協議会は、地域によって成熟度に差があり、すべての協議会を一様に捉えることは難しいということもある。

市からは、具体的な指示等はなされていない状況であるが、思惑等あれば伺いたい。

企画振興部長)

市の方向性については、「地域組織の一本化」という提案が明確な方向性であるのご理解いただきたい。

一本化するにあたって、様々な課題があると思われるが、まずは、住民協議会と自治会連合会において、それらを出し合い、「地域で解決できるもの」、「行政が主体となり整理すべきもの」という分類を協議いただきたい。

これは、「松阪市全体の地域の自治組織のあり方」を決めていくことであるため、市が指示をするのではなく、「みんなで議論し、決めていく」という姿勢を保ちながら、時間はかかるかもしれないが、着実に進めていきたいと考えている。

この「地域組織の一本化」の協議と並行して、市から様々なルートで地域に交付している種々の交付金・補助金等についても整理していきたいと考えている。

委員)

なるべくスムーズに進めていただきたい。

委員)

【資料 2】 P.23 の「3. 多様な組織との連携・協議」の中で、「地域づくりの担い手の発掘・育成等」とあるが、平成 29 年度の具体的な取組内容と、平成 30 年度の取組について伺いたい。

地域づくり連携課長)

平成 29 年度は、地域づくり団体のプロデュース業務として、「体験まつり」や「交流会」等の開催を通じて、地域づくり活動に取り組む団体と住民協議会や自治会等との連携の支援を行った。

なお、平成 29 年度まで、この事業は業務委託により実施してきたが、平成 30 年度からは、市民活動センター固有の業務として整理し、指定管理者によって事業継続している。

市民活動センターを地域づくりの拠点と位置付け、情報誌「AROMA」にて、活動の PR を行うことで、住民協議会、NPO 等の地域活動団体の相談、支援を促進していきたい。

基本方針Ⅲ. 合理的で質の高い市政運営の推進

①ワーク・ライフ・マネジメント

1. ワークマネジメント（職員課）

【主な内容】

- ・「経営品質改善」を「部局マネジメント」の一環として位置づけ、期首に『部局長の「実行宣言」』において設定する「部局マネジメント方針」に基づき、各課、事務所等において改善活動に取り組んでいる。
- ・平成 30 年 2 月より開始した全職員の退勤時間管理により、特に、時間外手当がつかない

管理職職員の働き方の見直しにつなげていく。

- ・ 評価者、被評価者それぞれを対象とした人事評価制度の理解促進のための職員研修を実施し、職員の理解度向上をめざしていく。
- ・ 女性登用の促進により、一般行政職の管理職（課長補佐級以上）に占める女性職員の割合は 24.6%と昨年度より大きく向上した（平成 29 年度 15.5%）。

2. ライフマネジメント（職員課）

【主な内容】

- ・ 育休等の啓発パンフレットの庁内周知とともに、管理職職員を対象とした研修で育休等への理解促進を図るなど、育休等を取得しやすい環境整備に努めている。
- ・ 昨年度の「ハラスメントガイドライン」の改訂（マタハラ・パタハラの追加）を受け、人権啓発推進員と管理職対象を対象に研修を実施するなど、対策に努めている。
- ・ ストレスチェックの結果から、保育現場においては、事務作業も含めた業務の過重が高ストレスの原因であると判明したため、人員増を検討するとともに、今年度は、ICT を活用した業務支援システムを導入し、業務の効率化による保育士の負担軽減を図る。

3. トップ主導の意識・風土改革（職員課）

【主な内容】

- ・ ワークマネジメントでもご報告した行政経営品質改善活動については、部局長が「マネジメント方針」を定め、その方針に基づく改善活動の指揮を次長または課長が行う体制とすることで、組織力の向上を図る。
- ・ イクボスの推進については、昨年度職員課担当者が受講した「イクボスステップアップセミナー」の内容に基づき、全管理職職員を対象とした研修会を実施している。

②機能的な行政組織

1. 窓口機能のあり方の研究（市政改革課）

【主な内容】

- ・ 昨年度設置した「おくやみコーナー」及び今年度から開設した「債権回収対策課管理係」、「国体推進室」、「建築開発課空家対策係」について、成果・課題等の検証を行う。
- ・ 総合窓口等の先進窓口として、千葉県千葉市及び神奈川県海老名市を視察した。今年度は、これまでの視察結果を踏まえ、松阪市にとって最適な窓口のあり方について、骨子案を定めていく。

2. 行政窓口の最適配置の検討（市政改革課）

【主な内容】

- ・ 市内 3,000 人を対象に実施している市民意識調査の中で、「市の窓口の最適配置につい

て」意見を求め、回答結果を、今後の検討の基礎資料とする。

- ・支所・出張所のあり方について、関係課による庁内ワーキンググループを形成し、支所・出張所が備えるべき機能、配置等を検討する。

3. 合理的に機能する組織体系の構築（市政改革課）

【主な内容】

- ・平成 29 年 4 月 1 日の組織改編から 1 年が経過する中で、「これからの松阪市行政のあり方庁内検討委員会」において、成果と課題の検証を行う。

③「職員力」の強化

1. 内的職員力の強化（職員課）

【主な内容】

- ・昨年度、人事評価制度庁内検討委員会において、人事評価結果を賞与に反映するための制度設計を行い、今年度は部長級職員を対象に、導入を開始した。今後の次長級・課長級職員への反映に向けて、部長級職員への導入の結果も踏まえた制度設計を行う。
- ・現行の『松阪市人材育成基本方針』の成果と課題の検証を行い、今後の総合的かつ戦略的な人事育成施策を展開できる方針を検討していく。

2. 外的職員力の強化（職員課）

【主な内容】

- ・新たな取組として、5 月に三重大学キャンパス内においてインターンシップ受入ブースを出展し、41 名の学生に利用いただいた。また、8 月には、東京で、津市、伊勢市と合同の採用説明会を開催した。昨年度より導入した、外部面接官の登用も含め、優秀で多様な人材の確保に努めている。
- ・任期付職員の登用については、国体やフルマラソン等、一過性でかつ多数の人員を必要とする事業等への活用を検討していく。
- ・以前は「合併後 10 年間で職員を 300 人削減する」という計画もあったが、業務の多様化等が進む中で、現状のまま職員数を減らしていくことは困難である。『松阪市定員適正化計画』の改訂にあたっては、「事務・事業の見直し」による「選択と集中」に伴う業務のスリム化という視点で、職員定数について検討していく。

委員長)

ただいま、「基本方針Ⅲ. 合理的で質の高い市政運営の推進」に関する報告を受けたが、委員より質問等ないか。

委員)

【資料 2】 P.29 の「ワークマネジメント」の中で、管理職の女性登用に関して、年々比率が向上しているということだが、日本の社会において、女性が管理職になることに対する負担や犠牲が大きいのと感じるので、それをフォローできる体制づくりが求められると思う。

また、イクボスや育休といった、育児参画を奨励する職場づくりの取組は行われているが、少子高齢化の中にあっては、「介護」というものが大きな社会問題となっている。介護のために職を離れる人も増えてきているので、介護に対する体制づくりにも取り組んでいただきたい。

【資料 2】 P.30 の「ライフマネジメント」では、「相談しやすい体制づくり」について言及されていたが、具体的にはどのような取組をしているのか。例えば、三重県の場合、職員が上司からパワハラを受けた時は、人事委員会に相談できる仕組みがあるが、松阪市はどうか。

職員課長補佐)

女性職員が働きやすい体制づくりという点においては、男性職員も含め、育児休暇等を取得できるようにするなど、年々制度の見直しを行っている。

女性職員の中には、管理職になることで増える負担等のために昇格を希望されないケースもあり、フォロー体制の必要性を感じている。

「相談しやすい体制づくり」については、市では、そのような場合、職員課に相談いただくことになるが、相談者が相談しやすいよう、配慮に努めている。

委員)

もう一つ大事なことは、「相談できる仕組み」を全職員に共有できているかということである。

職員課長補佐)

職員にはある程度浸透していると認識している。

なお、近年いわゆる「心の病」のような悩みを抱える職員もいるが、このような悩みはなかなか同じ職員である職員課には相談しづらいものであるため、こころの健康相談として職員課が窓口とはなるものの、精神科医等に相談する際には、職員課は同席せず、また結果についても「追及しない」といった対応をとっている。

委員)

基本方針として「Ⅲ. 合理的で質の高い市政運営の推進」を掲げる上で、「仕事の質」とともに、「職員の質」が重要であるが、この項には、コンプライアンスの遵守について触れられていないように感じる。一番重要なことである。

委員)

【資料 2】 P.34 「外的職員力の強化」では、職員採用について記載があるが、合併当時、「職員数を 300 人縮減する」という計画を立てたとのことであったが、今もこの目標に基づく人事

管理を行っているのか。

また、【資料 2】 P.33「合理的に機能する組織体系の構築」では、今年度新たな室や係を設置したとあるが、現在は職員数を増やしていく方針なのか伺いたい。

職員課長補佐)

現在は特に数値目標を設定しているわけではないが、例えば、「公共施設の管理運営に指定管理者制度を導入する」など、公民連携や民間活力の導入という視点から、行財政改革を進めていく中で職員定数を見直していくことが必要ではないかと考えており、できる限りスリム化を図っていきたい。

委員)

組織が増えれば、仕事も増え、職員の負担は増える。例えば、この度の国体開催に関しては、今後数年の間はかなりの職員が必要になると思う。

必ずしも職員数を減らしていただくが最良というわけではないのではないか。必要な業務に十分な人員が配置されている方が、市民としても安心できる。

職員課長補佐)

行政機能の質を低下させることなく対応していきたい。

委員)

ただいまの質疑に付随して確認したい。

【資料 2】 P.33「合理的に機能する組織体系の構築」に関して、合理的な行政組織を考えていく上で、最近話題に上っている「退職年齢の延長」について、市も延長を行うのであれば、組織のあり方の再検討も必要だと思うが、どのように考えているか。

職員課長補佐)

国が定年退職の延長化を進める方針で整備を進めているが、市も国の方針に従い、定年延長を進めていくことになろう。

定年延長に伴い職員の平均年齢が上昇するため、経験やノウハウの継承ができる体制づくりと適切な職員配置に努めていく。

委員)

定年延長となると、「部長は〇歳まで」等、役職のあり方が変わることが予想されるが、どのように考えているか。

職員課長補佐)

国は現在の定年（60 歳）を役職定年とする方針のようであるため、本市としてそれに倣い 60 歳以降に何らかのポストに就くということではなく、一係員として、職務に従事していただくことになると思う。

委員長)

以上で、事項 2「平成 30 年度松阪市行財政改革の取組について」を終了する。

3. その他

委員長)

それでは、「事項 3. その他」に入る。事務局・委員より何かあるか。

委員)

次回の会議日程を本日決めることはできないか。

※改めて委員に予定を確認。出席者 6 名中 5 名が 11/19（月）であれば出席可能とのこと。

事務局)

それでは、次回第 2 回委員会は、11 月 19 日（月）午後 1 時 30 分からの開催とさせていただく。なお、開催通知は後日送付させていただく。

また、本日の議事録については、昨年度の委員会同様、公開の対象となるため、事務局でとりまとめた後に各委員宛に送付させていただく。

議事録に修正等必要な場合は、市政改革課まで連絡いただきたい。

委員長)

これにて、本日の議事は終了とする。

以上
(午後 3 時 49 分 終了)